

# フランス

## ■ インタビュー日

- 2009年12月1日および12月3日

## ■ ヒアリング先

- ADEME
- Blue Horse Associates

## ■ 概要

- フランス国民議会が2010年早期に、「環境ラベル法」を審議する予定。この法案はすでに元老院(上院)の承認を得ている。この法は、いわゆる「Grenelle2」といわれるもので、「Grenelle2」法案はフランスで販売される製品全てを対象として、環境ラベルの義務化を目指すものである。カーボンフットプリント(GHG)のみならず他の製品環境情報も対象とする(製品カテゴリ毎に環境側面は決定される。例えば、農産物は、生物多様性への影響、水質への影響などが含まれる予定)。
- 既に「Grenelle1」にて「消費者は商品の環境情報についてアクセスを持たなければならない。環境影響の情報が開発されるべき旨」が書かれている。
- 実務的には、ADEMEとAFNORが「Grenelle2」法案の実務としての、情報の提供手法を開発・提案する。参照文書として、すでに2009年10月にBPX30-323(General principles for an environmental communication on mass market products)が発行されている。ただし本規格は一般的な枠組みを述べるにとどまっている。
- BPX30-323の中では、検証については触れられていない。適合宣言とされている。また、妥当性確認(validation:ISO14015の定義)という言葉が使われている。妥当性確認の方法は、製品グループ毎に開発すること、透明性他の原則への適合性に準拠するよう開発こと、などが定められている。

### BPX30-323の目次

- 1 Nature of the good practice guide
- 2 Objectives
- 3 Scope
- 4 Terms and definitions
- 5 Principles for the environmental communication of products
- 6 Main principles for drawing up methodological guides specific to product categories
- 7 Data for calculating the environmental impacts
- 8 Governance system for the public database
- 9 Transitional provisions
- Annex A General methodology for assessing the environmental impacts of a product or service
- Annex B List of greenhouse gases
- Annex C Application recycling rates (R2) – Naming system
- Bibliography
- List of the organizations involved in drafting this guide

## ■ 近況

- 準備のできたものについて、2011年1月の施行を目指して作業を進めている(若干遅れ気味)。今は、評価手法の解決自体が優先されている。フランスの法制は、他の環境情報を何にするかで、時間がかかっている。
- 情報開示の義務化、ということから、データの妥当性確認、チェックの頻度の設定等については、おそらく、自己検証になるのではないかと。コストを増加させることを避けるためである。データの品質のよしあしより、情報を出させることに重点を置いている。
- データベースからデータを無料で入手可能にする予定である。移行期の現段階では、eco-inventやELCD、その他PEなどの使用が考えられる。データベースのデータはADEMEがレビュー委員会を設けて検証する。食料関係のデータベースが早いであろう。食品、アパレル、建築関連の検討が比較的進んでいる。製品の分類は、機能単位ごとである。
- プロダクトやパック重量ごとの評価(表示)単位は、比較が困難なので、100gや機能単位で行うことになるのではないかと。
- ライフサイクルといっても、使用段階が想定しづらいものは計算から外すことが懸念と考えられている(例:食品の調理方法、レシピは誰も想定がつかない。平均の調理時間をあてるのも合理的でないであろう。)
- クリーニング洗剤、シャンプー、靴などの計算ルールが2010年末にはできるとであろう。中には、まったく検討が始まっていない製品カテゴリもある(文具・オフィス製品、食器・調理器具、自動車、楽器)。

### 対象とする製品カテゴリおよび開発体制

1. 食品及びペットフード
2. 電気及び電化製品
3. 掃除用品及び庭園用品
4. ボディケア用品
5. 洋服、織物、靴、鞄
6. 建築及び塗装製品
7. 家具
8. 文具・オフィス用品
9. 食器、調理器具
10. スポーツ用品、キャンプ用品、ゲーム
11. 金物類
12. 金融サービス
13. 自動車
14. 宝石
15. 自動車の修理部品
16. 楽器

